

民生委員・児童委員活動保険

I 民生委員・児童委員活動保険について

1. 制度の概要

この制度は、民生委員児童委員が安心して、日々の活動ができるよう全国民生委員児童委員連合会（全国社会福祉協議会）が平成26年4月1日に創設した制度です。全国全ての委員が加入者として、民生委員児童委員として委嘱を受けている期間中の万が一の事故等を補償するものです。

2. 保険加入

毎年度4月1日を基準日として、その時点で委嘱を受けている民生委員児童委員が対象となり、個別に加入手続きは必要ありません。

年度途中の中途委嘱者については、市町村民児協事務局による手続きが必要となります。具体的な手続きについては54ページをご参照ください。

3. 保険料

国及び全国民生委員児童委員連合会（全国社会福祉協議会）が負担しますので、市町村民児協や委員個人の保険料負担は一切ありません。

4. 補償内容

補償内容および補償金額の概要は以下のとおりです。詳細は全国民生委員児童委員連合会が発行するパンフレットなどをご確認ください。

●委員本人のケガの補償

保険金の種類	補償金額(保険金額)	
死亡保険金	1,200万円	
後遺障害保険金	504万円～1,200万円	
入院保険金日額	6,500円(上限180日)	
手術 保険金	入院中の手術	65,000円
	外来の手術	32,500円
通院保険日額	4,000円(上限90日)	

●委員本人が責任を負う賠償事故の補償

保険金の種類	補償金額(保険金額)
賠償責任保険	5億円(限度額)
●個人応報漏えいに関する補償	
保険金の種類	補償金額(保険金額)
賠償責任保険	50万円(限度額)
見舞金購入費用	5万円(限度額) ※1被患者500円限度

●委員活動に起因して活動対象者等から不法行為を受けたときの補償

保険金の種類	補償金額(保険金額)		
建物等の損害に対する見舞金	活動対象者等に放火されて自宅が全損したとき	100万円	
	活動対象者等に自宅の一部が壊されたとき	5万円	
	活動対象者等に自宅内の家財が盗まれたり壊されたりしたとき	1万円	
家族等のケガに対する見舞金	活動対象者等に暴力を振るわれて、委員の家族等*が怪我をしたとき ※配偶者、同居の親族、別居の未婚の子になります。	死亡弔慰金	100万円
		入院見舞金	10万円
		通院見舞金	3万円

※以上、全民児連発行のパンフレットより抜粋

5. 保険給付手続き

事故が発生した場合、市町村民児協事務局は事故の内容について委員に確認し、「事故報告書」を作成します。その事故報告書を損害保険ジャパンにEメールまたはFAX送信します。保険会社から保険請求に必要な書類が送付されますので、必要な書類を整理してください。保険手続の詳細については、「【民児協事務局用】民生委員・児童委員活動保険事務の手引き」にてご確認ください。

なお、事故報告書の様式は、本連盟ホームページの事務局専用ページ「04 民生委員・児童委員活動保険関係様式」のフォルダにアップロードしてありますのでご活用ください。

【事故報告書送付先（事故対応窓口）】

損保ジャパン(株) 北海道火災新種保険金サービス第二課

TEL 011-222-4023 Fax 042-439-5856 E-mail DEPTES30@sompo-japan.co.jp

II. 年度途中追加委嘱者にかかる手続きについて

1. はじめに

本保険制度は、定数ではなく現員数に基づく加入形態となっており、毎年度4月1日現在で在任している委員は自動的に保険の適用を受けます。一方、4月2日以降に就任した委員については、全民児連における保険料の支払い手続きが完了していないため、その時点では保険は適用されません。

その後、全民児連において年度途中委嘱者に係る手続き（保険料の支払い）が完了した後、委嘱日に遡って保険が適用されます。

については、4月2日以降に委嘱を受けた委員の保険加入について下記をご参照のうえ、速やかにお手続きください。

2. 年度途中追加委嘱者の報告（手続き）

(1) 4月1日時点で在任していた委員の交代に伴う追加委嘱者

別紙「様式2 委員交代、追加委嘱 報告書」の「1. 委員の交代」欄に、①前任委員氏名、②後任委員氏名及び委嘱日をご記入のうえ、本連盟にご報告ください。

(2) 4月1日時点の欠員に対し新たに委嘱（補充）された追加委嘱者

別紙「様式2 委員交代、追加委嘱 報告書」の「2. 新たな委員の委嘱（欠員の補充等）」欄に、①委員氏名及び委嘱日をご記入のうえ、本連盟にご報告ください。

(3) 民生委員台帳の提出

上記（1）または（2）に該当する場合は、「民生委員児童委員台帳」もあわせてご提出ください。なお、新任委員の委員台帳登録については、委嘱状の交付後ではなく、本保険制度の取扱いに基づき、便宜上、民生委員推薦会の開催日を委嘱日として必要事項を記入のうえ、速やかに提出してください。（委嘱状交付後、委嘱日と推薦会開催日に相違がある場合は、台帳を再提出してください。）

3. 年度途中追加委嘱者の保険適用

上記の手続きを経た後、全民児連が保険料の支払いをすることで、委嘱を受けた日に遡って保険適用がされます。全民児連においては年4回の加入手続きをすすめる予定としておりますので、下表をご参照のうえ、期限内にご報告ください。

保険加入者(委員数)連絡の区分	本連盟への報告期限(必着)	保険手続開始日
4月2日～5月末までの期間の委嘱委員	6月第1金曜日	7月1日以降
6月1日～8月末までの期間の委嘱委員	9月第1金曜日	10月1日以降
9月1日～11月末までの期間の委嘱委員 ※一斉改選期は報告期限、保険手続開始日が異なります。	12月第1金曜日	1月1日以降
12月1日～2月末までの期間の委嘱委員 3月1日～末日までの期間の委嘱委員(予定人数)	3月第1金曜日	翌年度4月1日以降

◆途中追加委嘱者の保険適用の参考例

8月1日に委嘱を受けた委員が、9月1日に民生委員活動中に怪我をした。

⇒上記の手続きを経ていれば、委嘱を受けた日（8月1日）に遡って保険が適用され、全民児連の保険料の支払いが完了した10月1日以降に保険金給付申請手続きができます。

委員交代、追加委嘱 報告書

市町村民児協名 _____

担当者氏名 _____

1. 委員の交代

No.	前任委員氏名	後任委員	
		委嘱日	委員氏名
1		月 日	
2		月 日	
3		月 日	
4		月 日	
5		月 日	
6		月 日	
7		月 日	
8		月 日	
9		月 日	
10		月 日	

2. 新たな委員の委嘱（欠員の補充等）

No.	委嘱日	委員氏名
1	月 日	
2	月 日	
3	月 日	
4	月 日	
5	月 日	
6	月 日	
7	月 日	
8	月 日	
9	月 日	
10	月 日	

※「民生委員児童委員台帳」も併せてご提出ください。

記入例

様式2

令和 ○○年 ○月 ○日

委員交代、追加委嘱 報告書

市町村民児協名 ○○○民生委員児童委員協議会

担当者氏名 ○○○ ○○○

1. 委員の交代

4月1日現在は在任であった委員が、4月2日以降に退任されて後任が就任された場合は、こちらに記入します。

No.	前任委員氏名 (4/1現在の委員)	後任委員	
		委嘱日	委員氏名
1	民生 道雄	4月 2日	民生 道子
2		月 日	
3		月 日	
4		月 日	
5		月 日	
6		月 日	
7		月 日	
8		月 日	
9		月 日	
10		月 日	

2. 新たな委員の委嘱（欠員の補充等）

4月1日現在は欠員であった地区に、新たな委員が欠員補充で就任された場合は、こちらに記入します。

No.	委嘱日	委員氏名
1	4月 2日	民生 道子
2	月 日	
3	月 日	
4	月 日	
5	月 日	
6	月 日	
7	月 日	
8	月 日	
9	月 日	
10	月 日	

※「民生委員児童委員台帳」も併せてご提出ください。